

湯沢町産野生きのこの放射性物質の検査結果について
 (10月30日検査分)

今年度の状況を把握するため、採取した野生きのこの検査を実施したところ、2検体から食品衛生法の基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

なお、当該野生きのこは、検査のため採取されたものであり、栽培・販売されているものではありません。

湯沢町産野生きのこについては、これまでの検査で基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県は湯沢町等に対し出荷及び食用の自粛を要請しています。なお、栽培きのこ（原木なめこ等）については、出荷及び食用の自粛を要請しておりません。

湯沢町産の野生きのこについて、引き続き調査を実施し、その結果を公表してまいります。

【調査概要】

- 湯沢町を5地区（湯沢、神立、土樽、三俣、三国）に区分し、食用に供される野生きのこを検査

(検査機関：(一財)新潟県環境衛生研究所)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	採取場所	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	ナラタケ	湯沢町 湯沢	検出されず (4.4未満)	13	13	検出されず (3.5未満)
2	クリタケ	湯沢町 湯沢	検出されず (4.4未満)	24	24	検出されず (3.7未満)
3	ナラタケ	湯沢町 神立	検出されず (4.2未満)	検出されず (4.0未満)	検出されず (8.2未満)	検出されず (3.6未満)
4	ナメコ	湯沢町 神立	検出されず (3.2未満)	8.3	8.3	検出されず (3.1未満)
5	ナラタケ	湯沢町 土樽	4.8	25	30	検出されず (3.5未満)
6	ムキタケ	湯沢町 土樽	検出されず (2.9未満)	15	15	検出されず (2.7未満)
7	クリタケ	湯沢町 三俣	検出されず (4.0未満)	12	12	検出されず (3.1未満)
8	ハタケシメジ	湯沢町 三俣	検出されず (4.6未満)	検出されず (3.4未満)	検出されず (8.0未満)	検出されず (3.1未満)
9	ナラタケ	湯沢町 三国	11	34	45	検出されず (3.9未満)
10	ナラタケ	湯沢町 三国	8.4	23	31	検出されず (3.1未満)
11	ムキタケ	湯沢町 三国	19	60	79	検出されず (4.2未満)
12	ムキタケ	湯沢町 三国	検出されず (4.7未満)	34	34	検出されず (3.8未満)
13	クリタケ	湯沢町 三国	32	110	140	検出されず (4.2未満)
14	チャナメツムタケ	湯沢町 三国	66	210	280	検出されず (4.3未満)

食品衛生法の規格基準（一般食品）

100

基準なし

カッコ内の数値（「〇未満」の〇）は、検出限界値*です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性セシウムが検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射能の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

<きのこの生態等に関する問い合わせ先>

農林水産部林政課

電話 025-280-5326

内線 3028

<この記載事項に関する問い合わせ先>

農林水産部食品・流通課

電話 025-280-5303

内線 2940